

松本市中心市街地人流等調査分析業務委託
公募型プロポーザルに関する質問回答書

No	項目	質問	回答
1	仕様書 6 業務内容(2)ウ 「可動式カメラ」について	当該カメラはイベント時等に一時的に設置し、人流を計測することを想定した可搬型カメラ（三脚等に設置して運用するもの）との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のと通りの想定です。
2		固定式カメラについては発注者への納品対象と理解しておりますが、可動式カメラについても納品対象との理解でよろしいでしょうか。又は、受注者がリース会社を利用して機器を調達し、契約期間中はリース物件として受注者が管理の上、発注者に使用頂く形態での提案も可能でしょうか。	可動式カメラについても発注者への納品対応の想定ですが、リース物件での提案も可とします。
3	仕様書 10 成果品(1)(3)	仕様書6業務内容(2)においてAIカメラの設置、通行分析システム（データベース）の構築、データ出力システム（ダッシュボード）の構築等が求められていますが、これらのAIカメラシステム一式（カメラ機器、システム設定情報、構築内容等）は成果品に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	本業務委託で作成したものは、原則としてすべて成果品（報告書）に含むものとします。
4		「成果品は全て発注者の所有」とありますが、当該記載は、成果品の所有権を発注者へ帰属させる趣旨であり、受注者が従前から保有するソフトウェア、システム、プログラム、AI解析技術、ノウハウ等に係る著作権その他の権利、ならびに本業務において受注者が有する技術・知見を基に新たに作成・改良したソフトウェア、システム、プログラム等に係る著作権その他の権利については、受注者に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	公告 1(2)業務の期間について	「契約日から令和14年3月31日まで 管理運用：令和9年度から令和13年度まで」と記載ですが、令和13年度は業務の期間内に成果品をまとめる必要があります。令和13年度は、例えば12月末までの計測データにて成果品をまとめる等、計測期間については柔軟に協議でよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、令和9年度から13年度は、年度ごとに保守管理業務の報告書を提出するものとします。計測データを含める場合の期間は、協議のうえ決定します。

6	公告 2(6)国及び地方 公共団体発注の 類似業務の受託 実績について	本業務については、当社（提出者）を代表企業とし、業務の一部を協力会社と実施する体制での提案を予定しております。当該協力会社は、建設コンサルタント等が元請として国又は地方公共団体（政令指定都市）より受注した業務において、AI映像解析による通行量調査・分析業務そのものを、協力会社自身が専門事業者として一貫して実施した実績を有しております。契約形態としては元請企業からの外注（協力会社・再委託先）という位置づけですが、現地調査、カメラ設置、データ取得・解析、レポート作成等、本仕様書が求める業務内容と同一水準の作業を、協力会社が実質的な実施主体として担っております。なお、当該業務については2年以上にわたり継続的に業務を実施している実績もございます。・このような、契約上の発注者・受注者の関係は元請企業を介するものの、AI映像解析業務自体を実質的に遂行した協力会社（再委託先を含む）の実績についても、参加資格(6)における「類似業務の受託実績」として認められるか、ご教示願います。	公告2(6)の記載は、類似業務の実質的な実施主体が、本業務に主体的に関わることが判断できれば受託実績として認めるものです。 上記は、ご提出いただいた参加表明書及び添付資料の中で、実績や実施体制を確認のうえ判断するものであるため、ご質問の記載では判断できません。
7		地方公共団体をフィールドとした実証実績についても類似業務の要件を満たした内容であれば実績として認められるのでしょうか。	公告及び実施要領に記載のとおり、地方公共団体発注の業務を含みます。
8		地方公共団体からの、金銭を伴わない実証実績であっても、正式な依頼に基づき類似業務の要件を満たした内容において成果物を納品している場合は、参加資格(6)における受託実績として含めてよいでしょうか。	類似業務の実質的な実施主体が、本業務に主体的に関わることが判断できれば受託実績として認めます。 金銭を伴うかどうかは考慮しません。
9		参加資格(6)イに定める「対象を、道路や公園などの公共空間における自動車や歩行者または自転車とするもの」について、自動車・歩行者・自転車の全ての種別を対象とする実績が必須でしょうか。それとも、いずれか一部の種別（例：自動車のみ、歩行者のみ等）を対象とする実績でも該当するか、ご教示願います。	いずれか一つを対象とした実績でも該当します。
10		参加資格(6)に定めるア・イ・ウの要件は、単一の受託業務において全て満たす必要があるか、それとも複数の受託業務を組み合わせ、ア・イ・ウそれぞれの要件充足を説明することが可能か、ご教示願います。	参加資格(6)に定めるア・イ・ウは、単一の業務ですべてを満たすものが必要です。
11		参加資格(6)ウに定める「歩行者における年齢・性別等の属性判定」の要件は、歩行者を計測対象に含めない自動車専用の通行量解析業務には適用されないという理解でよいか、ご教示願います。	ご認識のとおりです。
12	公告 5(4)ア(a)技術評価 点の評価項目 について	「計測精度・耐久性」の耐久性とは具体的にどのような耐久性を求めているのでしょうか。	仕様書6(2)イ(イ)記載のスペックに記載の水準を求めています。 仕様書記載の項目以外でも、カメラ機器の耐久性に関してご提案があれば、評価に含みます。

13		「計測箇所・箇所数」とは、カメラ機器の設置台数ではなく、計測できる箇所数（1台のカメラで複数箇所の計測ライン、エリアが設定できる）が多いことが優先評価されるということでしょうか。	「計測箇所・箇所数」は、20箇所を想定する設置（計測）箇所が、業務目的に対し適切であるかという視点の評価です。 設置箇所が交差点の場合、原則として全方向を計測できることを仕様としているため、1台のカメラで複数ラインが計測できることを優先評価するものではありません。
14	公告 5(4)ア(a)技術評価点の評価項目について	仕様書6(2)エ(ア)「その他、本業務において有効性が高いと考えられるもの」や、審査項目7「業務目的に資する新たな提案」に関連し、駐車場の満空判定や渋滞状況の把握など、本業務の主目的（人流・自動車等通行量の把握）に加えて、同一のAIカメラ・システムを活用した複数用途でのデータ活用を提案することは可能か。また、そうした提案は評価上プラスに考慮されるか、ご教示願います。	提案は可能です。評価上プラスと考慮できるかは、ご提案いただいた内容によります。
15		弊社の協力先企業（再委託先等）の担当者についても記載が必要でしょうか。	現時点で再委託先があれば記載してください。
16		予定技術者の経歴として、保有資格記載欄があります。本件受注にあたり必須の資格はありますか。また、期待されている資格は何でしょうか。	必須の資格、特定の期待している資格はありませんが、業務遂行にあたり、関係する資格があれば記載してください。
17	公告 7(2)ウ「業務実施体制及び予定技術者の経歴（様式第3号）」について	様式第3号「業務の実施体制及び予定技術者の経歴」において、参加資格(6)の要件充足を示す実績に加え、協力会社が有するその他の関連実績（駐車場満空判定、渋滞解析等、AI映像解析を活用した多様な業務実績）を付随的に記載し、対応可能領域の広さを示すことは差し支えないか、ご教示願います。	差し支えありません。
18		「備考3 公告日以前3カ月以上の直接雇用関係を証明する資料を添付」と記載ありますが、具体的にどのような証明資料を添付すればよろしいでしょうか。	特定の様式はありません。
19		様式に関連する担当者を複数名（3名以上）追加して記載してもよろしいでしょうか。また、協力会社の社員についても記載は可能でしょうか。	必要に応じて行を追加して記載してください。協力会社の方の記載も可能です。
20	公告 8(2)ウ「技術提案書の電子データを格納したCDまたはDVD-R」について	電子データの形式（PPT、PDF等）に指定はありますか。また、技術提案書の電子データ提出について、ファイル転送による提出は可能でしょうか。	原則としてPDFとしてください。技術提案書は、公告及び実施要領に記載のとおり部数及び媒体で提出してください。

21	公告 8(2)キ「業務協力予定書（様式第6号）（共同提案を予定している場合のみ）」について	・弊社の協力企業として下請けに入っていただく場合は提出不要でしょうか。共同提案者となるわけではないが、技術的な部分において協力会社として想定している場合についても提出が必要となりますか。必要となる場合にどのような内容を記載したらよろしいでしょうか。	形式を問わず、他社との役割分担がある場合は、実施体制がわかるように記載してください。
22		AIシステムの協力会社（再委託先）について記載は必要ですか。	
23		カメラ設置等の電気工事業者などの再委託先について記載は必要ですか。	
24	公告 7 参加表明書の提出について	参加表明書提出後に技術検討等を行う中で、提案書の提出を断念することになった場合には、辞退も可能でしょうか。また、辞退となる際の対応方法についても確認させてください。	辞退は可能です。その場合は、任意様式で、書面で申し出を行ってください。
25	仕様書 6(2)ア 設置のための現地調査、関係機関協議及び設置手続きについて	技術提案書作成時に松本市様所有の街路灯について、内線図面などの閲覧は可能でしょうか。	現在のところ、公表できる図面はありません。契約後、設置箇所の現地確認や調整の上、可能なものを提供するものとします。
26		電柱・照明柱等への設置に係る占用許可申請等の費用（占用料等）は受注者・発注者いずれの負担となるか、ご教示願います。また、占用許可が得られない箇所が生じた場合の設置箇所変更等の対応方針についても、あわせてご教示願います。	申請に係る費用は委託料に含むものとし、受注者の負担とします。占用許可が得られない場合は、協議の上対応することとします。
27	仕様書 6(2)イ AIカメラ現地設置について	設置箇所数の概ね20箇所は、カメラ設置箇所数を削減しても、評価項目における、「計測箇所・箇所数」が多ければ配点評価は高くなる理解でよいでしょうか。	No13と同様です。
28		設置箇所数「概ね20箇所」は、固定式カメラと可動式カメラの合計箇所数という理解でよいのか、ご教示願います。	ご認識のとおりです。
29		設置したカメラの所有権は、受注者所有でよろしいでしょうか。	発注者所有とします。
30		委託完了後は受注者によるカメラ撤去が必須でしょうか。また、今回の見積りに撤去費用を織り込む必要はありますか。	カメラの撤去は想定していません。見積もりに含む必要はありません。
31		松本市様の照明柱にカメラを設置する場合、電気料金は発注者負担でしょうか。	電気料金は、原則として委託料に含むものとし、受注者負担とします。

32	仕様書 6(2)ウ 可動式カメラについて	可動式カメラを選定候補にされていますが、画角を固定して分析しないと計測箇所が変わることで比較できないと思われるが、一時的に計測エリアを変更する可能性があるということでしょうか。	イベント時の動員など、特定の箇所で使用する想定です。
33		可動式カメラで、遠隔操作する場所やディスプレイを準備する必要はあるのでしょうか。	仕様には含みませんが提案は可能です。
34		独立電源を有するものとありますが、独立電源の意味を教えてください。	充電式バッテリーや太陽光による給電が可能など、給電方法によって設置箇所に制約が出ないものです。
35		発注者へ納品する可動式カメラについて、想定される必要台数、独立電源の連続稼働時間等の仕様の目安があればご教示願います。	仕様の目安はありません。
36	仕様書 6(2)オ(ウ) 一般公開用（オープンデータ）特設サイトの設置について	一般公開用の特設サイトの詳細仕様は受発注者間での協議と記載があり、見積提出時点では仕様が不透明のため、特設サイト設置費用はどのように試算したらよいでしょうか。	試算の方法はお示しできません。提案上限額の中でご提案いただき、評価項目に基づき評価します。
37	仕様書 6(3) AIカメラ保守管理について	保守管理業務における「故障時における機器の修繕・交換等」（仕様書6(3)ウ）について、経年劣化による故障は年度支払上限額の範囲内での対応という理解でよいのか。また、天災、第三者による毀損・盗難等、受注者の責めに帰さない事由により機器の損壊が生じた場合の修繕・交換費用の負担者について、ご教示願います。	経年劣化による故障について、修繕、交換等の手間は、委託料に含むものとし、交換に係る代替のカメラ機器は、発注者が負担するものとします。その他、上記によらない場合は、発注者及び受注者の協議により、決定するものとします。
38		仕様書6(3)ア「障害発生時の対応」における「迅速な対応」「早急な対応」について、発注者が想定する初動対応・復旧までの目安時間（SLA）があればご教示願います。また、目安時間を超過した場合の委託料の減額や違約金等の規定の有無について、あわせてご教示願います。	目安となる時間ははありません。ご提案内容を評価項目に基づき評価します。
39	仕様書 6(4) セキュリティ対策について	AIカメラに映像を保存するSDカードは不要でしょうか。	通行量や属性などの仕様に記載したデータを取得後、映像データは原則として保存しない方針です。上記の内容で必要性がなければ不要とします。
40		「ア 障害・不正アクセスの監視および侵入防止等の仕組みを構築すること」について記載がありますが、不正アクセスの監視は、常時監視が必要でしょうか。	常時監視が必要です。
41		「コ 個人情報の取扱いの委託に関する「遵守事項確認表」」は松本市の雛形様式に沿って記載する理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

42	仕様書 9 打ち合わせ協議について	令和8年度の協議打ち合わせについては、「AIカメラ設置設定」は、令和9年3月25日までに設置、動作確認、検査を完了することになっており、令和8年度の「成果品納品時」の打ち合わせはいつ頃を予定されていますか。	打合せ後に成果品を修正することを想定し、業務期間内に仕様に基づく成果品が納品できる時期を設定してください。
43		令和9年度から13年度の打ち合わせ予定を教えてください。成果品は毎年度提出でしょうか。	令和9年度から13年度は、定期的な打合せは予定していませんが、必要に応じて行うものとします。 仕様書に記載のとおり、保守管理業務の報告書を提出してください。
44	仕様書 10 成果品について	提出は計測データのみでよいのでしょうか。具体的な事項を確認できればと思います。	No3と同様です。
45	仕様書 10(2) 成果品の瑕疵について	仕様書10(2)には「業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき理由によるシステムの不良箇所が明らかとなった場合は、速やかに受注者の責任において是正、補足及びその他必要な措置をとらなければならない」とありますが、この責任を負う期間に上限の定めはあるか、ご教示願います。	各種法令で定める期限内とします。
46	仕様書 10(3)ア 業務報告書について	「システム整備後のAI精度確認の項目を含めること」と記載ありますが、精度確認の具体的方法は指定がありますか？	指定はありません。ご提案内容を評価項目に基づき評価します。
47		何を正值として精度確認をするのかによりますが、カウントだけでなく、属性・性別までなど、どの項目まで精度確認が必要でしょうか。	
48		・カメラ設置が令和9年3月25日までに完了した場合、業務報告で求める、計測データの期間は指定がありますか。業務報告書に必要な計測データ期間・AI精度確認の具体的期間があれば教えてください。	本業務期間の内、令和9年3月25日までは、機器の設置期間であるため、計測データの提出は求めています。